

令和7年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和7年12月19日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	笠 松 昭 宏	主 幹	山 根 愛
------	---------	-----	-------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	樫 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副 局 長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学 校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 5 号 調停の成立について
- 日程第 2 議案第 73 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 74 号 上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 75 号 上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例
- 日程第 5 議案第 76 号 上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準  
を定める条例
- 日程第 6 議案第 77 号 令和7年度上富田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 78 号 令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予  
算（第2号）
- 日程第 8 議案第 79 号 令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
（第2号）
- 日程第 9 議案第 80 号 令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
（第1号）
- 日程第 10 議案第 81 号 令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2  
号）
- 日程第 11 議案第 82 号 令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第  
1号）
- 日程第 12 議案第 83 号 令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 84 号 令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 85 号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度 第1  
号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐  
震改修工事）
- 日程第 15 議案第 86 号 財産の処分について

日程第16	議案第	87号	財産の処分について
日程第17	議案第	88号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第18	議案第	89号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第19	議案第	90号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第20	議案第	91号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第21	議案第	92号	訴えの提起について
日程第22	議案第	93号	訴えの提起について
日程第23	議案第	94号	職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例
日程第24	議案第	95号	町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会 議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する 条例
日程第25	議案第	96号	令和7年度上富田町一般会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第	97号	令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予 算（第3号）
日程第27	議案第	98号	令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算 （第3号）
日程第28	議案第	99号	令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算 （第2号）
日程第29	議案第	100号	令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3 号）
日程第30	議案第	101号	令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第31	議案第	102号	令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第32	議案第	103号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第33	議案第	104号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第34	議案第	105号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第35	議案第	106号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第36	議案第	107号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第37	議案第	108号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第38	議案第	109号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第39	議案第	110号	上富田町農業委員会委員の任命について
日程第40	議員派遣の件について		

日程第4 1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 4 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 8 時 5 7 分

---

再開 午前 10 時 1 3 分

---

○議長（松井孝恵）

では、再開します。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第 1 承認第 5 号～日程第 22 議案第 93 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 承認第 5 号、調停の成立についてから日程第 22 議案第 93 号、訴えの提起についてまで、22 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。が、樫木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

---

△日程第 1 承認第 5 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 承認第 5 号、調停の成立についての専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第5号、調停の成立についての専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第2 議案第73号

○議長（松井孝恵）

日程第2 議案第73号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第3 議案第74号

○議長（松井孝恵）

日程第3 議案第74号、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

この条例の中に、林野火災注意報もしくは火災警報という言葉が追加されておるんですが、火災警報の場合は放送されると思うんですけども、新たにできた林野火災注意報については、条件というのはネットで調べて分かっておるんですが、放送されるのでしょうか。それだけお聞きしたいんですが。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

吉本議員のご質疑にお答えいたします。

警報の場合は、防災行政無線もSNSへの掲載も、ホームページへも注意喚起を行います。注意報の場合は、SNSへの掲載、ホームページへの掲載となります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

注意報は、放送はしないということですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

放送はしないということです。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第75号

○議長（松井孝恵）

日程第4 議案第75号、上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

事前に通告しておきましたので、質問いたします。

今回提案されているこども誰でも通園制度は、月10時間しか利用できません。千葉市が今年度5月にまとめた令和6年度こども誰でも通園制度試行事業検証結果報告書では、保育事業者の声として、「通常保育へよい影響があった」という回答は16.7%に対し、「悪い影響があった」との回答が50%を占めています。自由記述には、「1対1対応が必要で職員が足りない」、「泣きやまない子への対応で通常保育が手薄になる」、「慣れずに泣き続ける子が多く、心身の負担が多い」といったことが報告されています。

3歳未満の子供は対人関係を取るのがまだ未成熟なので、月10時間では、親から離

れた子供は保育者に慣れず、ストレスを感じるばかりです。短い預かり時間では、通常の保育で行われている子供の発達保障まで行うことはできません。

上富田町は、町営はるかぜ保育所において一時預かり事業を実施しています。実施要綱には、1事業施設につき1日当たりおおむね3人以内とする。一時預かりの対象となる児童は、町内に住所を有するおおむね生後6か月から就学前の児童で、次の各号のいずれかに該当し、かつ保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない児童とするとあります。利用時間も8時30分から15時30分までで、利用時間や利用日数にも制限はありません。1日3名までを受け入れて、ほぼ問題なく利用できています。子供の多い日は、定数外の副園長も支援に入っているとお聞きしました。非常に充実しています。

今、一時預かり事業を実施していて、利用時間や利用日数にも制限がないので、子供も保育士に慣れる時間もあり、一時預かり事業のほうが優れていて、なお、保護者負担も、こども誰でも通園制度では1時間300円なのに対して、一時預かり事業は減免していただいている1時間200円で安いので、一時預かり事業を利用すると思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君、端的にお願いします。

○9番（吉本和広）

一時保育事業で、その意義は果たせます。上富田町では、こども誰でも通園制度は必要ないのではないのでしょうか。回答をお願いします。

すみません。ちょっといいですか。4点通告しているんですけども。

○議長（松井孝恵）

1つずついきましょうか。質問がぼけたらいかんで、1個ずつにしてください。

○9番（吉本和広）

でも、4つあるんですよ。

○議長（松井孝恵）

4回してくれたらいいですから。別々でしょう。

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

質疑にお答えをいたします。

こども家庭庁が実施いたしましたこども誰でも通園制度に関する有識者の検討会、こちらにおきましても利用時間の制限等などについての懸念が指摘されてございます。また、ご質疑にもありました一時預かり事業も、こちら継続実施の予定でありまして、一定の対応はしていけるものと考えております。

しかし、このこども誰でも通園制度は、令和8年4月から全国一斉に実施されるため、利用希望者の増加も予想されます。町としましては、制度の周知を進め、受入れ体制を整えて、着実にこの実施を進めてまいりたいと考えております。

また、一時預かり事業は町内の方のみ対象ですが、こども誰でも通園制度は全国から申込みが可能で、特に近隣市町からの申込みも予想されるため、広域的な視点での実施が必要と考えます。何より本制度は市町村での実施が国から求められているもので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、2点して、3回目にもう一個ということで。

国の統計によれば、2004年度から2020年の間に、全国の保育施設等での事故で亡くなった子供は228人に上ります。そのうち零歳と1歳が全体の8割であり、預け始めの時期など、預ける側も預かる側も慣れていない段階でのリスクが高いと考えます。民間で事故が起こった場合、この制度では、事業者は保険に入らなければならないとなっていないので、十分な補償ができないことが起こりませんか。今は町営だけなので、問題がないと思いますが、でも、これは、この条例によると、企業内・事業所内保育であったりとか民間もやれますから、そこが補償できないということが起こるのではないかという問題が2点目の質問です。

もう一点は、一時預かり事業の事業費は、事業にかかった費用を国3分の1、県3分の1、町3分の1で負担しますが、こども誰でも通園制度は、保育士が必ず常駐しなければならないにもかかわらず、実際に実施した時間に対して、1時間、国が1,300円負担するもので、利用がなければ国の負担はなく、町だけの負担で保育士を雇用することになるのではないのでしょうか。2点お願いします。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

このこども誰でも通園制度の実施に当たり、事故やけがに対応するための保険加入は、おっしゃるとおり、必須ではございませんが、町として、この認可や確認時に事業者はその重要性を指摘し、万一の事態にも補償が確保されるよう促してまいります。この制度では、賠償保険への加入義務はなく、重大な事故が発生した場合、認可の取消しや継続不可の可能性もあります。現在、町内で通常の保育業務を行っている事業者も賠償保

険に加入しており、本制度の導入におけるリスクも十分に認識いただいていると考えておりますので、この事業実施の希望者には漏れなくリスク説明を行い、保険の加入促進を行うなど、十分な補償が確保されるよう支援してまいりたいと、このように考えております。

ご質疑の2点目の保育士の確保に係る費用負担についての質疑にお答えをいたします。

国からは、児童を預かった時間に応じて乳児等のための支援給付交付金が交付され、児童を預からなかった日の分は交付されません。ただし、その場合でも、こども誰でも通園制度のために雇用した保育士の出勤分の人件費は町が負担することになります。

また、国は、この制度に専用の職員配置を求めており、町が交付金を請求する際には、専用職員を雇っていることを明示する必要もございます。制度導入後には、徐々に利用人数が増えてくるものと考えておりますが、利用のない日には、保育士はフリーで、ほかのクラスのサポートですとか、休暇職員の代わりに入ったり、行事の準備など、そのような広く業務を行うことを想定しております。

誰でも通園だけでなく、状況に応じて保育所運営全体に貢献する形でと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今、指導はするとは言われましたが、別に入る義務はないということなので、それでもやれるということになると思うので、大変私はそれが問題だなというふうに思います。

それと、仕事がなかったら、保育所で働いていただくということなんで、それは保育所にとってはいいことなんですけれども、実際のお金としたら町の負担が増えるということになるわけで、この制度が本当にちょっと不十分な制度だなと私は感じるわけです。

もう一点は、こども家庭庁のこども誰でも通園制度に関するQ&Aの94の質問で、医療的ケア児の受入れについて、設備や職員配置等、受入れ体制が整わない場合は、受入れを断ることが可能なのかとの質問に対して、こども誰でも通園制度の実施に関する手引を参考に、受入れ体制の整った事業所において受入れを実施してください。市町村におかれましては、本事業の趣旨を鑑み、医療的ケア児を含めた受入れ体制の確保を行ってくださいとあります。医療的ケアができる職員を配置するよう町に求めています。

今回は、町営ですから、町はやっぱりその体制を整えなければならないということになると思うんです。上富田町には、障害がある、もしくは発達が気になる未就学の子供に対して支援を行う児童発達支援事業を福祉センターが行っています。私が現職のとき、

組合と保護者で運動して増設して、ほぼ、今、希望者が希望する最大週5日、通園できています。医療的ケアも看護師さんが配置されておって行われておる状況です。1回、朝から夕方まで1,000円程度で行えて、生活保護世帯についてはゼロ円、町民税非課税世帯もゼロ円です。

こども誰でも通園制度は、月10時間の利用時間で、支援学校で医療的ケアの子供を長く担任した私は、医療的ケアの必要な子供を保育士が理解するのは、なかなか短時間では難しい。障害を持っている子供にはストレスを感じてね。

○議長（松井孝恵）

吉本君、端的にお願いします。

○9番（吉本和広）

保障することはできないと思うんです。

ですから、やはり短時間での障害児を受け入れる通園制度については問題があると思うんですけれども、障害児の受入れについて問題はないとお考えですか。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

この医療的ケア児の受入れにつきましては、インクルーシブの観点からも、できる限り地域の保育施設で受けていく必要がございます。町立保育所では、児童や保護者のご希望や状況を面談で聞き取り、保育現場として提供可能な範囲で支援を説明した上で、保護者がほかの施設と比較して入所先を決定しているというような状況です。

ご質疑にもありますように、町立保育所の近くには、和歌山県福祉事業団が運営する医療的ケア児を預かる施設があります。そのため、医療的ケア児の多くは、そちらの施設を利用している現状がございます。町立はるかぜ保育所では、比較的軽度の医療的ケア児を保育士と看護師で今、受入れを対応しております。

町民の医療的ケア児につきましては、福祉課において、保護者等との相談の上で、支援内容や安全面を最優先に考え、福祉サービスにつなげております。そのため、ご指摘のとおり、医療的ケア児が突然こども誰でも通園制度に申し込んでくる可能性は低いとは考えております。

ただ、医療的ケアが必要な児童といえますのは、重度から軽度まで様々な状態の方がいらっしゃいます。今後、利用ニーズに対して、安全に受入れができるかどうかを最優先に考えながら、必要な体制整備について検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第75号、上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する反対討論を行います。

反対する理由は、この示されている内容では保育とは言えないからです。

月10時間までの預かりでは、保育者と乳児の関わりがあまりにも薄く、保護者のリフレッシュにはなりません。それは今行っている一時保育事業で十分その意義を果たせます。短い預かり時間では、千葉市のアンケートにもあるように、慣れずに泣き続ける子供が多く、心身の負担が大きいといったことが報告されています。子供の発達を保障するものとはなりません。

こうした調査からも明らかなように、資格を持ち、研修を受けている保育士でも、ふだん扱う子供たちの特性やアレルギー等を把握し、事故を起こさないよう神経を使う中で、不定期に預ける本制度が施設側にとっても子供にとっても大きなリスクとなっていることは大きな問題です。通常の保育で行われている子供の発達保障まで行うことができません。

一時保育事業の生活保護世帯の無料化や、ひとり親世帯・低所得者世帯の免除額の引上げ、病児・病後児保育の充実などに力を入れるべきです。

以上の理由より、本議案に反対し、私の討論を終わります。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号、上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第76号

○議長（松井孝恵）

日程第5 議案第76号、上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第76号、上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に対する反対討論を行います。

議案第75号と同様の理由で、本議案に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。  
賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。  
次に、反対討論の発言を許可いたします。  
反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより議案第76号、上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第77号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第77号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。  
まず、歳出から行います。  
34ページから67ページで質疑を受け付けます。  
質疑ございませんか。  
7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

55ページの14節工事請負費4、400万、スポーツセンター人工芝撤去工事請負費について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、決算委員会でも口頭指摘事項に駐車場への配置は適当ではなかったというふうに、摩耗、消費が激しいということもあって、撤去していかないといけないのかなとは思ってますけれども、直近で水質検査も出

ておりまして、そこでは結果は何も出ておりません。駐車場以外も含めて、配置したところは全部、駐車場以外も撤去されるのか。また、撤去されるのであれば、駐車場以外も撤去される理由、根拠というんですか、そういったのもちょっと教えていただきたいなと思うんですけれども、お願いします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

ご質疑にお答えいたします。

基本的に、今回は全体の大体83%が駐車場、あとの17%がアップ会場とかその他の余白部分に再利用されたということで、基本的には全て100%撤去するということです。駐車場だけ撤去したらいいんじゃないのかといった議論もありましたけれども、5年、10年スパン、そういったことを考えたときに、この際、今ここで撤去したほうがいいだろうという、そういった総合的な判断に基づいて撤去するものでございます。

あと、下流部にある農家さんからも、全て撤去してほしいなといったご要望もありましたので、そのことを踏まえて全部撤去するという方向でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

そしたら、撤去の理由ということは、町民さんの声とか、こういった数字があるからとかいうのではなく、そういったものの総合的な考え方でいいということですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

当初は、維持管理の省力化ということで、再利用ということでございましたけれども、今回、やはり環境リスク排除ということで、現状を重く受け止めた環境保全ということの考えで判断したということでございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

最後になるんですが、環境に配慮ということは、PFASとかの数値は出ておりませんが、マイクロプラスチックとかそういったものの環境も踏まえてということで決断されたということですね。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

はい、そのとおりでございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

今の家根谷議員と同じところなんですけれども、人工芝撤去工事請負費につきまして、この予算には、決算委員会で指摘された用途として適当ではなかったこと、また、計画段階の検討不足、説明不足についての検証や責任整理は含まれていますか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

今回については、あくまで人工芝の全撤去ということで、補正予算ということでお願いをしているところでございます。指名競争入札による業者選定作業に入りますので、詳細な設計積算金額等については、お答えできないということをご理解いただきたいと思います。また、設計積算については、和歌山県土木工事標準積算基準書に基づく設計積算を基本としながらも、可能な限り工事費の削減の努力はしているというところでございます。

今おっしゃいました総括的といいますか、いわゆる見直しとか、そういったものについては、あくまで今回の4,400万円には一切含まれていないということで、何とぞご理解いただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

では、次に歳入一括でお願いします。

26ページから33ページで質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

では、全体ではありませんか、質疑。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
まず、反対討論の発言を許可いたします。  
5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

議案第77号、一般会計補正予算内にある上富田スポーツセンター人工芝撤去に係る補正予算4,400万円について、反対の立場から討論いたします。

まず、明確に申し上げます。

私は、人工芝の撤去そのものに反対してはおりません。安全面や環境面を考えれば、撤去が必要であることは理解しています。しかし、この補正予算を今この形で承認することには反対いたします。

今回の4,400万円は、災害や不可抗力による支出ではありません。行政の判断の結果として生じた支出です。だからこそ、本来、その判断は適切だったのか、避けることはできなかったのか、この検証が予算審議の前提条件であるはずですが。この点について、決算委員会では、議会として公式に、駐車場への配置は用途として適当ではなかった、計画段階の検討や説明の在り方に問題があったと指摘しています。これは、一議員の意見ではなく、議会としての正式な評価です。

しかし、今回の補正予算には、その指摘に対する検証、判断のどこに問題があったのかの整理、誰がどのように責任を負うのか、これらが予算として一切反映されていません。さらに、先ほどの質疑においても、この補正予算には検証や責任整理が含まれていないことが明らかになりました。つまり、本議案は、判断の是非は問わず、とにかくお金だけを承認してほしいという内容になっています。

ここで、先輩・同僚議員の皆様に申し上げたいのは、賛成した場合、私たちは何を承認したことになるのかという点です。もしこの予算を通せば、根拠が十分でなくとも判断してよい、結果として多額の支出が生じて必要経費と説明すれば検証不要、責任の所在は問われないという前例を議会自らが認めることとなります。これは議会のチェッ

ク機能を放棄することにほかなりません。

繰り返しますが、反対イコール撤去反対ではありません。判断の検証、責任の整理、これらを明確にした上で、改めて議会に提案されるべきだと考えています。反対とは、出すなという拒否ではなく、このままでは承認できないという議会としての意思表示です。賛成すれば、今日の審議は終わります。しかし、後になって、なぜ通したのか、なぜ検証しなかったのかと問われたとき、私たちは説明責任を負います。そのとき胸を張って説明できる判断かどうか、私はそこを最も重く考えています。撤去が必要であるならば、検証と責任整理を行った上で、改めて議会に示すべきです。

以上の理由から、本補正予算には反対いたします。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第78号

○議長（松井孝恵）

日程第7 議案第78号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

まず、歳出から行います。

80ページから83ページで質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

では、歳入一括でお願いします。

76ページから79ページで質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

それでは、全体でございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第78号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第8 議案第79号

○議長(松井孝恵)

日程第8 議案第79号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第2号)について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

91ページから94ページで質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

92ページの960万円の療養給付費繰入金について、ちょっとこの内容について説明していただけますか。

○議長（松井孝恵）

住民課長、笠松由希君。

○住民課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

こちらの療養給付費繰入金は一般会計からの繰入れになりまして、歳出のほうをお願いしたいと思います。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の過年度療養給付費の負担金、こちらにつきましては、前年度分の医療費の確定により、負担済額との差額分を負担するものになります。こちらは一般会計からの繰入れとしており、前年度の上富田町全体での医療費の10分の1、こちらが町負担となります。そちらの負担済額が前年度で1億3,249万4,000円、過年度の確定といたしまして1億4,209万9,309円、こちらの足りていなかった分というのが追加で払わせていただくこととなります。960万6,000円を補正させていただいております。こちらを一般会計から繰り入れる形になっております。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第80号

○議長(松井孝恵)

日程第9 議案第80号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

102ページから105ページで質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第81号

○議長(松井孝恵)

日程第10 議案第81号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

112ページから119ページで質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第82号

○議長(松井孝恵)

日程第11 議案第82号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

125ページから128ページで質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第82号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第83号

○議長（松井孝恵）

日程第12 議案第83号、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、132ページから133ページの補正予算実施計画明細書について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、134ページから135ページ、キャッシュ・フロー計算書、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、140ページから142ページ、貸借対照表について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

それでは、全体ではないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第84号

○議長（松井孝恵）

日程第13 議案第84号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、147ページから151ページ、補正予算実施計画明細書について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

次に、152ページ、キャッシュ・フロー計算書について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

次に、156から157、貸借対照表についてございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

それでは、全体ではないですか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第85号

○議長（松井孝恵）

日程第14 議案第85号、工事請負変更契約の締結について（令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号、工事請負変更契約の締結について（令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第 15 議案第 86 号

○議長（松井孝恵）

日程第 15 議案第 86 号、財産の処分について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 86 号、財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第 16 議案第 87 号

○議長（松井孝恵）

日程第 16 議案第 87 号、財産の処分について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号、財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第17 議案第88号

○議長(松井孝恵)

日程第17 議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番(吉本和広)

反対するものではないんですが、この採点集計表、ホームページでも多分公表されているのかなと思うんですが、福祉センターのところには配点が何点という表示があるんですが、道の駅とか、あともそうなんですが、その項目の配点が何点なのかというのが分からないんですけれども、これ、ちょっと教えていただけたらというのと、この右側にある2とか1というのは2倍しているということを表示しているのかなと思うんですが、この表示が何か意味がちょっと通りにくいんですが、やっぱり2倍にしているということをきちんと表示していただきたいというのと、その項目が、一番上でいえば、何点満点で36点なのかというのが、ちょっと分からないので、後日教えていただくか、今教えていただくか、どちらでもいいんですけれども、総合点として。

○議長(松井孝恵)

今聞くのに質疑されているんでしょう。

○9番(吉本和広)

ほんなら、今教えてください。

○議長(松井孝恵)

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

まず、道の駅くちくまののほうをご覧くださいまして、基本的に指定管理者の選定委員さん、5人おられます。選定委員さんは、おのおので、この各審査基準項目19項目について5段階評価を行うと。1から5までの評価を行うという形になります。審査基準項目の中で、これは重要だと思われる項目については、係数を2としていると。例えば、それがほかの施設であれば、これは係数5だとかということで、それぞれ施設によつての違いというものはございます。

仮に、この道の駅においては、一人の委員の持ち得点は150点満点になると。そして、5人全委員の総得点は150掛ける5人分の750点となると。そういうふうな仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

僕が質問したのは、それは分かっておるんです。項目ごとが何点満点なのかというのがこれでは分からないので、それを知りたいと言っておるんです。上富田福祉センターであったら、配点は括弧して25点ですよと書いてくれていて、ほんで5人の5を掛けてあるのは分かるんですけども、満点が何点かというのが、ちょっとこれでは分からない、項目ごとの配点が分からないんでということなんですけれども、結果的に何点になったというのは表示されているわけですよ。5人の審査員で36点になったと、1項目がとあるんですけども、これが満点だったら何点かというのが表示されていないと、この項目が何点のうち何点を取ったのかというのがちょっと分からないことになるんで、それを表示していただきたいというのが一つなんです。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

例えば、171ページの道の駅の一番上の（1）の利用者の利便の云々というところですが、ここでは結果36点となっておりますが、あくまで1人当たりの委員さんの持ち点は5点。5点掛ける5人ですから25点ですけども、ここに係数2が入っておりますので、（1）に関しては、25掛ける2やから50です。（2）においては25点と、そういう形になります。

ちょっとここでは見にくいといったところもありますので、今後、これについては、1月以降、ホームページで公表する際には、また工夫していきたいと思えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第89号

○議長（松井孝恵）

日程第18 議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第19 議案第90号

○議長（松井孝恵）

日程第19 議案第90号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第90号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 議案第91号

○議長（松井孝恵）

日程第20 議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第91号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第21 議案第92号

○議長(松井孝恵)

日程第21 議案第92号、訴えの提起について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。

これより議案第92号、訴えの提起についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第22 議案第93号

○議長(松井孝恵)

日程第22 議案第93号、訴えの提起について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第93号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時10分

---

○議長（松井孝恵）

再開します。

---

△日程第 2 3 議案第 9 4 号

○議長（松井孝恵）

日程第 2 3 議案第 9 4 号、職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 9 4 号について説明させていただきます。

職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員及び会計年度任用職員の給与等を改定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

第 1 条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

1 つ目の段落でございます。

第 1 4 条の 2、こちらは通勤手当についてでございます。

通勤手当は、片道の自動車等の使用距離により区分されております。今回 1 0 キロ以上の区分について金額の引上げを行っております。

2 つ目の段落でございます。

第 1 9 条、こちらは期末手当についてでございます。

0. 0 2 5 月分の引上げとなっております。

3つ目の段落、第20条、こちらは勤勉手当についてでございます。

こちらも0.025月分の引上げでございます。

その下でございます。

別表第1、行政職給料表でございますが、こちらのページから6ページまでが給料表となっております。別表第1を次のように改めるとしてございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2、こちらは通勤手当についてでございますが、新しく駐車場等に係る通勤手当の支給を規定しております。

次のページをお願いいたします。

段落でいいますと下のほうですが、2つ目の段落、第19条、こちらは期末手当についてでございますが、6月と12月にそれぞれ均等になるよう配分いたします。

3つ目の段落、第20条、こちらが勤勉手当についてでございます。

こちらも6月と12月にそれぞれ均等になるよう配分するとしております。

8ページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第3条、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

4、前各項の規定は、第23条第2項において常勤職員の例によることとされるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額の改定を行う時期その他の当該会計に係る取扱いについて準用するとしてございます。

附則については、記載のとおりでございます。

次の9ページから17ページが第1条関係の参考資料、新旧対照表でございます。

18ページから23ページが第2条関係、24ページが第3条関係となっております。

25ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨でございます。

本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員及び会計年度任用職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございます。

(1) 第1条(職員の給与条例)、①通勤手当、自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上の区分について金額の引上げ、②期末手当及び勤勉手当、こちらは令和7年度支給分でございます。期末手当、年間2.5月分から2.525月分、0.025月分の引上げ、勤勉手当、年間2.1月分から2.125月分、0.025月分の引上げでございます。引上げ分は12月に配分いたします。定年前再任用短時間勤務職員につきましても、それぞれ0.025月分引き上げます。③国家公務員の行政職俸給表(一)に準じて、給料表を改正文の「別表1」とおり改正いたします。

(2) 第2条(職員の給与条例)、①通勤手当、駐車場等に係る通勤手当の支給について規定してございます。②期末手当及び勤勉手当(令和8年度以降支給分)につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう規定しております。

(3) 第3条(会計年度任用職員の給与条例)、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の改定の取扱いについて、給与の改定の取扱いに準じるよう規定しております。

3、施行期日でございます。

(1) 第1条及び第3条改正、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(2) 第2条改正、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松井孝恵)

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第94号、職員の給与等に関する条例及び上富田町会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 2 4 議案第 9 5 号

○議長（松井孝恵）

日程第 2 4 議案第 9 5 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いたします。

それでは、議案第 9 5 号について説明させていただきます。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じて、町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第 1 条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「1 0 0 分の 1 7 2. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7. 5」に改める。

第 2 条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2. 5、1 2 月に支給

する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正。

第3条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

次のページをお願いいたします。

附則は記載のとおりでございます。

次の29ページから32ページに、参考資料の新旧対照表を添付してございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

33ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。33ページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨でございます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じて、町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

(1) 第1条及び第3条、期末手当の支給割合を引き上げ、令和7年度支給分でございます。年間3.45月分から3.5月分、0.05月分の引上げでございます。引上げ分は12月に配分いたします。

(2) 第2条及び第4条、期末手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう規定しております。令和8年度以降の支給分でございます。

3、施行期日。

(1) 第1条及び第3条改正。公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(2) 第2条及び第4条改正。令和8年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

職員は、地方公務員法の第14条の情勢適応の原則というのが定められており、人勧に基づく引上げは当然です。議員は、地方自治法の第203条で、期末手当を支給することができるかとあります。また、町長、副町長、教育長も、支給することができるという規定であり、しなければならないという規定ではありません。

特別職の期末手当については、期末手当を支給する場合には条例で定めなければならないとなっていますが、地方議会運営視点では、議員の期末手当については、生活給的要素を持つ給与を受けている常勤職員と同様の期末手当を支給することについては問題がないとは言えないので、支給率の決定その他では慎重に考慮すべきであるとあります。

また、特別職は一般職の人勧と連動する法的根拠はないと思うのですが、実際、2024年度の首相や国会議員の期末手当が現行水準で維持され、引上げなしとなりました。ですので、法的根拠はあるのか、1点目。2点目、人勧に基づいてなど、引き上げる何か国から通知が来ているのか。2点、まずお聞きします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

ご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の法的根拠についてはございません。

2点目の通知についても来ておりません。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

昨年度、5月に期末手当を0.7か月分、12月に0.1か月分、2度も上げましたが、今回、何に基づいて、さらに町長と議員の期末手当を引き上げるのですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

ご質疑にお答えいたします。

特別職の国家公務員の給与改定に準じてということで、提案の理由を説明させていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

別に準じる根拠は何もないと思うんです。ですから、なぜ我が町においてこうしなければならない状況があるのかということで上げなければ、私はならないと思うんですけれども、国会議員が上げたから準じて上げるということには、私はならないと思うんです。

次の質問なんですけれども、特別職の町長等と議員には勤勉手当はありません。今度の人勧は、期末手当0.025月分、勤勉手当0.25月分として支給することになっています。勤勉手当の0.25月分を支給する理由は何ですか。

勤勉手当とは、いわゆるボーナスの査定分に当たるものだと思います。6月と12月に成績率を職員は乗じて支給されていると思います。成績率は4段階の区分に応じて適用されています。勤勉手当の0.25月分を……

（「それ、関係ないわら」の声あり）

○9番（吉本和広）

私の質問は自由です。

含めたものになっていますが、議員の勤務を査定していないのに、なぜ勤勉手当を一律に含めるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

ご質疑にお答えいたします。

0.05月分の引上げでございますが、特別職の国家公務員の期末手当の引上げ率でございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

特別職の国家公務員の給与改定に準じて、私の政治判断で、これを議会へ上程しております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第95号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

町長は、2024年5月に期末手当を0.7か月、約68万円も上げて、年収を1,194万4,800円にしました。副町長も978万8,100円、教育長が895万8,600円になりました。さらに、同じ年の12月に0.1月分引き上げました。今回の引上げで、町長の年収は1,204万2,000円、副町長が986万7,750円、教育長が903万1,500円となりました。

町長の給与は月額72万円、期末手当3.5か月分は、県下の町村でも最も高くなっています。期末手当の県下町村の平均は約2.5か月程度です。県下の町長の中には、期末手当分しか上げていない町長もあり、勤勉手当のみの支給の際には引上げをしていません。町民の生活状況や所得状況を考えると、町長等の期末手当を引き上げるべきではないと考えます。

議員は、勤務時間等の拘束がなく、その活動は自主的な活動であり、労働力の対価や労働の報酬でないことは明らかです。議員も同様、2024年、0.7月分、今回の引上げで、さらに給与は引き上がります。議長が475万5,000円、副議長が412万1,000円、3つの委員会の委員長は396万2,500円です。その他の議員は380万4,000円の年収となります。

上富田町では、月約6万円の年収約70万円の国民年金で生活している国民も少なくありません。地域の皆さんとの懇談の中で出された、夫婦2人で生活しているときはまだいいが、1人が死ねば生活できないとの意見は、全くそのとおりであると思います。本来の議員の報酬は、議員生活に専念し、生活できる金額が妥当であると考えます。しかし、現在の上富田町民の生活状況や所得水準を考えると、報酬を引き上げるべきではないと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。  
賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。  
次に、反対討論の発言を許可いたします。  
反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第95号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
午後1時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時34分

---

再開 午後 1時27分

---

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

---

△日程第25 議案第96号

○議長（松井孝恵）

再開いたします。  
日程第25 議案第96号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第96号についてご説明いたします。

34ページをお願いいたします。

議案第96号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,570万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,700万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

11款地方交付税では、補正前の額に8,001万1,000円を追加し、22億7,001万1,000円と定めております。

15款国庫支出金では、補正前の額に2億5,817万2,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額から2,247万6,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額に3億1,570万7,000円を追加し、98億3,700万7,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費では、補正前の額に63万3,000円を追加し、9,679万6,000円と定めております。

2款総務費では、補正前の額に3,204万9,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に7,510万円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に390万7,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に114万5,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に1億9,387万6,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に263万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

9款教育費では、補正前の額に636万3,000円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に3億1,570万7,000円を追加し、98億3,700万7,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから40ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、43ページをお願いいたします。

今回の歳出に係る補正につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員及び会計年度任用職員の給与等を改定するもの、それから物価高騰対策に係る補正となります。

給与等改正に係る説明につきましては、省略させていただきまして、内訳の説明につきましては、各項の科目及び補正額、それから物価高騰対策に係るものについてのみ、ご説明いたしますので、ご了承願います。

それでは、3、歳出。

1款議会費、1項議会費では、補正前の額に63万3,000円を追加。

以後の説明では、この補正前の額にといた部分も省略させていただきます。

2款総務費にいきまして、1項総務管理費では、2,792万1,000円を追加。

12目物価高騰対応経済対策支援事業費では、特別会計水道事業への繰出金として2,232万円を措置。物価高騰対応として実施する水道料金の基本料金減免に係る費用分を繰り出すもので、財源は重点支援地方交付金2,100万円、それから一般財源132万円としております。

次のページをお願いいたします。

2項徴税費では、218万9,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費では、146万7,000円を追加。

4項選挙費では、22万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

5項統計調査費では、24万4,000円を追加。

3款民生費にいきまして、1項社会福祉費では、137万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項障害福祉費では、64万8,000円を追加。

3項児童福祉費では、6,932万6,000円を追加。

7目物価高対応子育て応援手当給付事業をお願いいたします。

こちらの事業では、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、国の施策により、子供1人につき2万円の応援手当を給付する事業に要する事務費及び給付金、合わせて6,030万円を措置してございます。対象児童は、令和7年9月分の児童手当の支給対象児童及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童で、見込みとしては、2,800人を見込んでおります。給付金としては5,600万円を措置してございます。なお、当該事業の財源につきましては、全額国庫補助となります。

次のページをお願いいたします。

4項保険年金費では、221万1,000円を追加。

5項老人福祉費では、153万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費にいきまして、1項保健衛生費では、250万5,000円を追加。

2項清掃費では、140万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費にいきまして、1項農業費では、91万9,000円を追加。

2項林業費では、22万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

6款商工費にいきまして、1項商工費では、1億9,387万6,000円を追加。

1目商工業振興費、こちらの7節報償費では、今回、物価高騰対応として実施する水道料金の基本料金減免の対象とならない簡易水道を利用する世帯に対し、商工会の商品券2,000円分を送付するもので、20世帯分、4万円を措置しております。

続いて、その下、4目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費では、物価高騰対応として生活支援と消費喚起による事業所支援を実施することを目的に商品券を支給する事業として1億9,340万円を措置しております。対象は、令和8年1月1日現在、上富田町に住所を有する方、1人当たり1万2,000円分の商品券を配付するもので、18節負担金、補助及び交付金では1万5,700人分として1億8,840万円を措置しております。

なお、商品券の配付期間は、令和8年2月下旬から令和8年の3月下旬、利用期間につきましては、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの3か月間を予定しております。当該事業の財源につきましては、重点支援地方交付金1億7,687万2,000円、一般財源は1,652万8,000円となります。

続きまして、7款土木費にいきまして、1項土木管理費では、60万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費では、38万4,000円を追加。

3項河川費では、43万7,000円を追加。

4項都市計画費では、23万1000円を追加。

5項住宅費では、55万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

6項地籍調査費では、41万7,000円を追加。

9款教育費にいきまして、1項教育総務費では、120万4000円を追加。

次のページにいきまして、2項小学校費では、85万9,000円を追加。

3項中学校費では、89万4,000円を追加。

4項学校給食費では、23万1,000円を追加。

5項社会教育費では、296万8,000円を追加。

その次のページ、67ページに飛びまして、6項保健体育費では、20万7,000円を追加としております。

その次のページからの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして歳入のご説明にいけますので、41ページをお願いいたします。

2、歳入です。

11款地方交付税、1項地方交付税では、8,001万1,000円を追加。こちらにつきましては、国補正予算において国税収入の補正等に伴い、地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることなどから、地方交付税が増額され、再算定が示されました。その再算定による追加額として8,001万1,000円を追加するものになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では、2億5,817万2,000円を追加。

1目総務費国庫補助金では、重点支援地方交付金推奨事業分として1億9,787万2,000円を措置。こちらは、水道料金の基本料金減免、それから商品券支給事業の財源となります。

2目の民生費国庫補助金6,030万円につきましては、子育て応援手当支給事業の財源となります。

19款繰入金にいきまして、2項基金繰入金では、補正前の額から2,247万6,000円を減額。こちら財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税の再算定によ

る追加に伴い、一般財源補填分を調整するもので、2, 247万6, 000円の減額としております。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

41ページから68ページまで、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第96号 令和7年度上富田町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第26 議案第97号

○議長（松井孝恵）

日程第26 議案第97号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算

(第3号) についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民課長、笠松由希君。

○住民課長（笠松由希）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第97号につきまして説明させていただきます。

71ページをお願ひいたします。

議案第97号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和7年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,551万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

5款繰入金では、補正前の額に179万7,000円を追加し、1億9,886万8,000円と定めています。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に179万7,000円を追加し、19億2,551万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に161万円を追加し、6,188万3,000円と定めています。

4款保健事業費では、補正前の額に18万7,000円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に179万7,000円を追加し、19億2,551万1,000円と定めています。

次のページをお願ひいたします。

73ページから75ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

76、77ページをお願ひいたします。

2、歳入です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、179万7,000円を追加。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、81万6,000円を追加。

2項徴税費、1目賦課徴収費では、79万4,000円を追加。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費では、18万7,000円を追加。

なお、80ページ、81ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松井孝恵）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

一括でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第97号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第 27 議案第 98 号

#### ○議長（松井孝恵）

日程第 27 議案第 98 号、令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民課長、笠松由希君。

#### ○住民課長（笠松由希）

よろしくお願いたします。

それでは、議案第 98 号につきまして説明させていただきます。

82 ページをお願いいたします。

議案第 98 号、令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）。

令和 7 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 20 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6 6 1 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

3 款繰入金では、補正前の額に 20 万 7,000 円を追加し、2 億 3,436 万 8,000 円と定めています。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に 20 万 7,000 円を追加し、4 億 6 6 1 万円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 20 万 7,000 円を追加し、1,236 万 5,000 円と定めています。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に 20 万 7,000 円を追加し、4 億 6 6 1 万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

84ページから86ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

87、88ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、20万7,000円を追加。  
続きまして、89、90ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、20万7,000円を追加。

なお、91ページ、92ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松井孝恵）**

当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第98号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## △日程第 28 議案第 99 号

### ○議長（松井孝恵）

日程第 28 議案第 99 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

建設課長、谷本和久君。

### ○建設課長（谷本和久）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第 99 号についてご説明申し上げます。

93 ページをお願ひいたします。

議案第 99 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）。

令和 7 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7 1 4 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 1 9 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

今回、歳出のみの補正となります。

1 款宅地造成費では、補正前の額に 2 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、8, 0 5 8 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款公債費では、補正前の額から 4 5 万円を減額。

3 款予備費では、補正前の額に 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳出合計では、補正前の額と同額の 2 億 7 1 4 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 9 5 ページから 9 6 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようよろしくお願ひいたします。

9 7 ページ、9 8 ページをお願ひします。

2、歳出です。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、1 目宅地造成事業費では、2 5 万 5, 0 0 0

円を追加。

2款公債費、1項公債費、1目利子では、45万円を減額。

3款予備費、1項予備費、1目予備費では、19万5,000円を追加しております。

99ページ、100ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（松井孝恵）**

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

**○9番（吉本和広）**

すみません。ちょっと分からないので、97ページの利子がマイナス45万になるということは、どういうことなんでしょうか。

**○議長（松井孝恵）**

谷本君。

**○建設課長（谷本和久）**

お答えいたします。

令和6年度の決算において、事業の健全化を図ることができたので、一時借入金を減額するものでございます。

**○議長（松井孝恵）**

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第99号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2

号) についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 29 議案第 100 号

○議長（松井孝恵）

日程第 29 議案第 100 号、令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第 100 号についてご説明させていただきます。

101 ページをお願いします。

議案第 100 号、令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

令和 7 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8 千 5 万 8 千 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7 千 9 百 2 4 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額に 3 億 1 千 4 万 0 千 0 0 円を追加し、3 億 9 千 5 百 9 万 7 千 0 0 0 円と定めています。

4 款支払基金交付金では、補正前の額に 3 万 3 千 0 0 0 円を追加。

5 款県支出金では、補正前の額に 1 億 5 千 7 万 0 千 0 0 円を追加。

7款繰入金では、補正前の額に135万4,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に185万8,000円を追加し、17億9,924万円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に99万8,000円を追加し、5,109万6,000円と定めています。

2款保険給付費は、補正額はございません。

4款地域支援事業費では、補正前の額に86万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に185万8,000円を追加し、17億9,924万円と定めています。

次のページから105ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

106ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目介護予防日常生活支援総合事業交付金では、3万円を追加。

3目包括的支援・任意事業交付金では、28万4,000円を追加。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では、3万3,000円を追加。

5款県支出金、2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では、1万5,000円を追加。

2目包括的支援・任意事業交付金では、14万2,000円を追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では、1万5,000円を追加。

3目包括的支援・任意事業繰入金では、14万2,000円を追加。

5目その他一般会計繰入金では、99万8,000円を追加。

108ページをお願いいたします。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、19万9,000円を追加しております。

110ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、99万8,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、財源

内訳の変更をしております。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費では、12万2,000円を追加。

112ページをお願いします。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目地域包括支援センター運営費では、61万8,000円を追加。

3目社会保障充実分事業費では、12万円を追加しております。

114ページから115ページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（松井孝恵）**

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

一括でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第100号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松井孝恵）

日程第30 議案第101号、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第101号についてご説明させていただきます。

116ページをお願いします。

議案第101号、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額に132万円を追加し、5億6,063万1,000円と定めています。内訳としまして、第1項営業収益、既決予定額から2,100万円を減額し、4億8,066万8,000円と定めています。第2項営業外収益、既決予定額に2,232万円を追加し、7,996万1,000円と定めています。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額に325万2,000円を追加し、5億6,212万7,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に325万2,000円を追加し、5億2,543万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に193万2,000円を追加し、6,342万円と定めています。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条、水道料金の基本料金免除の補填のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,232万円である。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

次のページをお願いします。

令和7年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

今回の補正につきましては、職員の給与費等につきまして、人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑みた改定を反映した補正、それから、国の物価高騰対策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の補正となっております。

なお、職員の給与費等に係る部分については、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 1、収益的収入及び支出。

収入です。

1款水道事業収益、既決予定額に132万円を追加し、5億6,063万1,000円と定めています。

#### 1項営業収益、既決予定額から2,100万円を減額。

1目給水収益、既決予定額から2,100万円を減額。こちらにつきましては、物価高騰の影響を受けている住民生活や事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年2月分及び3月分の水道料金の基本料金を免除します。今回、基本料金の免除を行う対象は、官公署を除いた町内で給水契約を行っている一般家庭及び事業所が対象であり、対象件数は約8,000件となり、2か月分の基本料金免除見込額となる水道料金減収分2,100万円を減額措置しているものでございます。

#### 2項営業外収益、既決予定額に2,232万円を追加。

2目他会計補助金へは、新たに2,232万円を措置し、2,232万円と定めています。こちらにつきましては、水道料金の基本料金免除に伴う費用について、一般会計より補助金として補填するため、新規措置しているものであり、水道料金の基本料金2か月分の免除に伴う水道料金約2,100万円と、この後の支出で説明させていただきます水道料金の免除を行うために必要な水道料金システム改修費132万円を加えた2,232万円を措置しているものでございます。

次に、支出です。

1 款水道事業費用、既決予定額に 3 2 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、5 億 6, 2 1 2 万 7, 0 0 0 円と定めています。

1 項営業費用、既決予定額に 3 2 5 万 2 0 0 0 円を追加。

1 目原水及び浄水費、既決予定額に 5 0 万 3, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いします。

2 目配水及び給水費、既決予定額に 3 7 万 1, 0 0 0 円を追加。

3 目業務費、既決予定額に 1 7 万 6, 0 0 0 円を追加。この委託料につきましては、水道料金の基本料金免除に伴う水道料金のシステム改修に必要な費用として 1 3 2 万円を措置してございます。

4 目総係費、既決予定額に 2 0 万 2, 0 0 0 円を追加してございます。

次のページをお願いします。

恐れ入りますが、この 1 2 1 ページから最終の 1 2 9 ページまでの上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、上富田町水道事業予定貸借対照表につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（松井孝恵）**

当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

一括でお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松井孝恵）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 1 0 1 号、令和 7 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第31 議案第102号

○議長（松井孝恵）

日程第31 議案第102号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第102号についてご説明申し上げます。

130ページをお願いします。

議案第102号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度上富田町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、既決予定額に23万1,000円を追加し、2億698万4,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に23万1,000円を追加し、1億5,095万7,000円と定めています。

2款農業集落排水事業収益、既決予定額に25万4,000円を追加し、2億317万3,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に25万4,000円を追加し、1億4,015万1,000円と定めています。

131ページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に23万1,000円を追加し、2億648

万4,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に23万1,000円を追加し、1億8,337万8,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業費用、既決予定額に25万4,000円を追加し、2億267万3,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に25万4,000円を追加し、1億8,981万5,000円と定めています。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に48万5,000円を追加し、1,280万2,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条中「1億9,366万7,000円」を「1億9,415万2,000円」に改める。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

今回の補正につきましては、職員の給与費等に係る補正のみとなっております。

収入につきましては、一般会計からの補助金を計上してございます。

恐れ入りますが、132ページから最終140ページまでの予算に関する説明書目次、上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書、上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、上富田町下水道事業予定貸借対照表につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

一括でお願いいたします。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第102号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第32 議案第103号～日程第39 議案第110号

○議長（松井孝恵）

日程第32 議案第103号、上富田町農業委員会委員の任命についての件から日程第39 議案第110号、上富田町農業委員会委員の任命についての件まで、8件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

私からは、議案第103号から議案第110号までの提案理由の説明をさせていただきます。

141ページをお願いします。

議案第103号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡。

氏名、石垣敦也。

生年月日、昭和46年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第104号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する

る法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡。

氏名、森隆。

生年月日、昭和36年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第105号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岩田。

氏名、宇田川啓太。

生年月日、平成元年生まれ。

令和7年12月19日提出。上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第106号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、小野博。

生年月日、昭和47年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第107号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、小山全美。

生年月日、昭和42年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第108号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、福田和晃。

生年月日、昭和56年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第109号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町下鮎川。

氏名、前地孝俊。

生年月日、昭和58年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

議案第110号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、山際郁広。

生年月日、昭和37年生まれ。

令和7年12月19日提出、上富田町長奥田誠。

今回の8件の提案理由の説明をさせていただきます。

今回、任命の同意を受ける委員の森隆氏、小野博氏、前地孝俊氏、山際郁広氏の4名につきましても、現在、農業委員であり、豊富な知識を有していることから、引き続き農業委員として務めていただきたいと思いますので、議会の同意を求めるものであります。

石垣敦也氏につきましても、平成25年より就農を開始しており、梅を中心とし、水稲なども耕作しており、精力的に取り組まれています。新たに農業委員として任命した

いので、議会の同意を求めるものであります。

宇田川啓太氏につきましては、令和元年に就農を開始し、令和7年に田辺市、上富田町で認定農業者に認定され、果樹の栽培のほか小麦などの栽培にも力を注いでいます。青年農業士に該当し、新たに農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

小山全美氏につきましては、露地野菜を中心として精力的に取り組まれています。今後は地域農業の課題にも取り組まれるとのことで、引き続き女性農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

福田和晃氏につきましては、自家消費のため農業活動をされておりますが、本人は自営業を本業としております。農業委員会の任命に伴う国の運用方針として、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、今回、福田氏が該当いたします。よって、引き続き農業委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、何とぞご同意いただきますようお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和8年2月24日から令和11年2月23日までの3年間となります。

以上、よろしくようお願いいたします。

#### ○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

8件に対する質疑を一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

8件に対する討論を一括で行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第103号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第104号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第105号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第106号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第107号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第108号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第109号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第110号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

△日程第40 議員派遣の件について

○議長（松井孝恵）

日程第40 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

---

△日程第41 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（松井孝恵）

日程第41 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書は事務局長に朗読させます。

議会事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会谷端清委員長より29項目、厚生建設常任委員会栗田八郎委員長より25項目、議会広報特別委員会谷端清委員長より1項目、議会運営委員会榎木正行委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

令和7年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました承認、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

承認していただいた議案の中には、令和6年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導をいただいたことなどにつき

ましては、今後、行政運営の中で改善できるように努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、令和7年度一般会計補正予算（第5号）を承認していただきましたので、重点支援地方交付金を活用し、町民1人当たり1万2,000円の商品券を支給する第9弾のかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和8年度への繰越しが認められましたので、令和8年1月1日時点での住民票登録者に、令和8年4月1日から6月30日までの期間、利用できるように進めてまいります。

また、水道料金の基本料金の免除並びに物価高対応子育て応援手当支給事業など、早急に事業を実施してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、次の町議会定例会までには様々な行事が予定されていまして、12月25日から30日まで消防団の年末警戒をお願いしています。1月3日には二十歳を祝う式典、1月9日には新春子ども議会、平日の午後開催となります。1月11日には交通指導員年頭式と消防団出初式、2月1日には第28回紀州口熊野マラソン大会、2月8日には市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されますので、議員各位におかれましても、ご参加、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

本日で、特別な事情がない限り今年最後の議会となります。令和7年につきましては、議員の皆さんにご協力をいただきましたことに深くお礼を申し上げます。

今年も残すところあと12日間ですが、皆様には時節柄一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、令和7年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

## △閉 会

### ○議長（松井孝恵）

お諮りいたします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和7年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長      松井 孝恵

議事録署名議員      平田 美穂

議事録署名議員      山本 哲也